公益社団法人 大阪府理学療法士会 業務分掌規程

- 第1条 公益社団法人大阪府理学療法士会(以下、府士会とする)に置かれる各局、 各部、 各委員会の分掌については、この規程に定めるところによる。
- 第2条 事務局長および担当理事は、事務局に属する次の部を統括し、それぞれの部を掌握、 分掌する。

1. 総務部

- 1) 会員管理に関すること。
- 2) 会員名簿の作成、発行に関すること。
- 3) 顧問、相談役、名誉会員、賛助会員に関すること。
- 4) 定款、定款細則、諸規程の運用に関すること。
- 5)総会、理事会など諸会議の準備、運営に関すること。
- 6) 公文書、報告書などの発行、受領及び保管に関すること。
- 7) 議案書、議事録及び会議資料の作成、発送、保管に関すること。
- 8) 府士会刊行物、事業年報、各種資料の発送と保管に関すること。
- 9) 儀礼、慶弔に関すること。
- 10) 調査事業の調整、実施および保管に関すること。
- 11) 府士会事業に関わる資料の収集、保管および貸し出しに関すること。
- 12) 事務所、事務職員の管理に関すること。
- 13) 役員行動に伴う業務の管理に関すること。
- 14) 各種表彰の手続きに関すること。
- 15) 会員相互の福利、厚生、親睦に関すること。
- 16) 他士会との交流、親睦に関すること。
- 17) 関連諸団体との交流、親睦に関すること。
- 18) その他

2. 財務部

- 1) 予算、決算に関すること。
- 2) 会費徴収及び事業収入に関すること。
- 3) 事業支出、管理支出などに関すること。
- 4) 流動資産の管理に関すること。
- 5) 固定資産の維持管理に関すること。
- 6) 財政基盤の拡充に関すること。
- 7) 支給規則の遵守に関すること。

8) その他

3. 広報部

- 1) 会員への広報活動に関すること。
- 2) 府民への広報活動に関すること。
- 3) 行政機関や関係諸団体への広報活動に関すること。
- 4) 府士会ニュースの編集及び発行に関すること。
- 5) 府士会ニュースの作成に必要な情報収集に関すること。
- 6) その他

4. 組織部

- 1) 府士会組織の強化、拡充に関すること。
- 2) 組織率の向上および理学療法士の社会的地位向上に関すること。
- 3) 理学療法関連法規に関すること。
- 4) 市区町村士会活動の推進および支援に関すること。
- 5) 理学療法士の倫理意識の高揚に関すること。
- 6) 選挙制度の検討に関すること。
- 7) 表彰候補者選定に関わる調査に関すること。
- 8) その他

第3条 職能局長および担当理事は、職能局に属する次の部を統括し、それぞれの部を掌握、 分掌する。

1. 公益事業部

- 1) 府民の健康増進・介護予防に資する事業の運営に関すること。
- 2) 府民への保健・福祉サービスの推進に関すること。
- 3) 保健福祉活動に関する関係団体との連携・啓発に関すること。
- 4) 障害者(児) および高齢者の社会参加の推進に関すること。
- 5) 保健・福祉に関する府民からの相談業務に関すること。
- 6) その他

2. 医療・介護保険部

- 1) 医療・介護保険制度の情報収集および提供に関すること。
- 2) 診療・介護報酬、施設基準などの指導および相談に関すること。
- 3) 診療・介護報酬、施設基準などのマニュアル発行に関すること。
- 4) 医療・介護保険制度の研修会の企画・運営に関すること。

5) その他

3. 災害対策部

- 1) 災害対策の情報収集および広報に関すること。
- 2) 災害対策マニュアルの作成および研修会に関すること。
- 3) 災害時ボランティア活動支援に関すること。
- 4) 関係諸団体への連携に関すること。
- 5) その他

第4条 委員会は以下の業務を分掌する。

- 1. 選挙管理委員会
 - 1)「選挙規程」に定めること。
 - 2) その他

2. 表彰候補者推薦委員会

- 1)「表彰推薦規程」に定めること。
- 2) その他

3. 地域包括ケア推進委員会

- 1) 地域包括ケアシステムに関わる市区町村への広報に関すること。
- 2) 市区町村進捗状況の情報収集に関すること。
- 3) 地域ケア会議・介護予防推進リーダー導入研修会およびアドバンス研修会の企画、運営に関すること。
- 4) 推進リーダー名簿の作成・管理に関すること。
- 5) 地域ケア会議および介護予防事業への人材派遣に関すること。
- 6) その他

4. 学校保健活動委員会

- 1) 学校保健活動登録講座の開催に関すること。
- 2) 学校保健活動説明会の開催に関すること。
- 3) 運動器機能予備調査の実施に関すること。
- 4) 運動器に関する講義や運動指導の実施に関すること。
- 5) 学校保健活動の推進に関すること。

この規程は、平成 17 年 6 月 12 日より施行する。 この規程は、平成 23 年 12 月 13 日一部改正により施行する。 この規程は、平成 24 年 3 月 13 日一部改正により施行する。 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日一部改正により施行する。 この規程は、平成 31 年 4 月 1日一部改正により施行する。